

浜松市立幼保連携型認定こども園条例(案)

に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。
浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市立幼保連携型認定こども園条例(案)」とは

令和5年6月施行の「浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針」に基づき、地域の実情や保護者などのニーズ、施設の状況などを踏まえ、市立の幼保連携型認定こども園を設置するため、浜松市立幼保連携型認定こども園条例を制定するものです。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和6年2月19日(月)～令和6年3月19日(火)

3. 案の公表先

幼児教育・保育課、浜松市立幼稚園、浜松市立保育園、市政情報室、区役所、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館、市民協働センター(中央区中央一丁目)、パブコメPRコーナー(市役所本館1階ロビー)にて配布

浜松市ホームページ (<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>) に掲載
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所*、氏名または団体名*、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

| | |
|---------------------------|--|
| ①直接持参 | 幼児教育・保育課(市役所本館2階)まで書面で提出 |
| ②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効) | 〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2 幼児教育・保育課あて |
| ③電子メール | youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp |
| ④FAX | 053-457-2039 (幼児教育・保育課) |

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和6年5月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

こども家庭部幼児教育・保育課 (TEL 053-457-2117)

パブリック・コメント実施案件の概要

| | |
|--|---|
| <p>案件名</p> | <p>浜松市立幼保連携型認定こども園条例（案）</p> |
| <p>趣旨・目的</p> | <p>令和5年6月策定の「浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針」に基づき、地域の実情や保護者などのニーズ、施設の状況などを踏まえ、市立の幼保連携型認定こども園を設置することを目的とする。</p> |
| <p>策定に至った背景・経緯</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の浜松市包括外部監査において、「市立の就学前施設の再編を全体として、検討すべきである」「市立の就学前施設の在り方を検討するにあたり、認定こども園化を図ることも選択肢の一つとして思料される」との報告をいただいた。 ・令和5年6月に「浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針」（以下「方針」という。）を策定し、再編や認定こども園化などに関する市の考え方を示した。 ・方針では、「認定こども園化にあたっては、効果や課題などを検証し、今後の拡大について検討する」こととしており、先行的に実施する園を令和7年4月から開設するスケジュールとした。 |
| <p>立案した際の 実施機関の考え方 及び論点</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・子供たちにより質の高い幼児教育・保育を提供するため、教育・保育を一体的に行う幼保連携型認定こども園を設置する。 ・認定こども園は、乳児室・調理室の設置や園庭面積などの設備基準を満たす必要があることから、園舎を移転・新築し、設備基準を満たす「浜松市立佐鳴台保育園」を先行的に実施する園として選定し、「浜松市立佐鳴台こども園」へ移行する。 ・使用料など保護者の負担に関する規定を含め、条例の内容は、現在の「浜松市立幼稚園条例」及び「浜松市立保育所条例」における、保護者に対するサービス内容を維持する。 |
| <p>案のポイント</p> | <p><u>1 幼保連携型認定こども園で行う事業</u> 浜松市立幼保連携型認定こども園において実施する事業を規定する。 ①特定教育・保育、②特定子ども・子育て支援、③時間外保育、 ④一時預かり事業</p> <p><u>2 幼保連携型認定こども園の使用料</u> 浜松市立幼保連携型認定こども園を利用する者の保護者が支払う使用料について規定する。 ※現在の市立保育園及び市立幼稚園における使用料と同額とする。 ①保育料、②預かり保育料(幼稚園型一時預かり保育料)、 ③延長保育料(時間外保育料)、④一般型一時預かり保育料</p> <p><u>3 幼保連携型認定こども園の定員及び開園時間</u> 浜松市立幼保連携型認定こども園の定員及び開園時間については、浜松市立幼保連携型認定こども園条例施行規則で規定する(参考資料)。</p> |

| | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|---|-----------|--------------|---------|--------------|----------|----------|------------|-----------------------|
| 関係法令・ 上位計画など | <p>○<u>関係法令</u></p> <p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法、児童福祉法、浜松市立幼稚園条例、浜松市立保育所条例、浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針</p> | | | | | | | | |
| 計画・条例等の 策定スケジュール (予定) | <table border="0"> <tr> <td>案の公表、意見募集</td> <td>令和6年2月19日(月)</td> </tr> <tr> <td>意見募集の終了</td> <td>令和6年3月19日(火)</td> </tr> <tr> <td>市の考え方の公表</td> <td>令和6年5月以降</td> </tr> <tr> <td>実施時期又は施行時期</td> <td>令和6年10月公布 令和7年4月施行</td> </tr> </table> | 案の公表、意見募集 | 令和6年2月19日(月) | 意見募集の終了 | 令和6年3月19日(火) | 市の考え方の公表 | 令和6年5月以降 | 実施時期又は施行時期 | 令和6年10月公布 令和7年4月施行 |
| 案の公表、意見募集 | 令和6年2月19日(月) | | | | | | | | |
| 意見募集の終了 | 令和6年3月19日(火) | | | | | | | | |
| 市の考え方の公表 | 令和6年5月以降 | | | | | | | | |
| 実施時期又は施行時期 | 令和6年10月公布 令和7年4月施行 | | | | | | | | |

パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

| | |
|-------------------|---------------------------|
| ※ご住所 (所在地) | |
| ※お名前 (法人名・団体名) | |
| 電話番号 | |
| 案の名称 | 浜松市立幼保連携型認定こども園条例(案) |
| 意見募集期間 | 令和6年2月19日(月)～令和6年3月19日(火) |
| 意見欄 | |

- ・※ご住所およびお名前が未記入の意見には、実施機関の考え方は示しません。
- ・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。
- ・この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 幼児教育・保育課あて

住所 : 〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2

FAX : 053-457-2039

E-mail : youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp